

古物市場運営規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社サンアール（以下「当社」といいます。）が提供する古物オークションサービス（以下、「本オークション」といいます。）の参加・利用条件を定めるものです。本オークションの参加者は、本規約の内容を理解し、同意したものとみなします。

1. （用語の定義）

本規約で使用する用語は、以下のように定義します。

1. 「参加者」とは、本規約に同意の上、当社所定の手続を経て本オークションに参加する者で、古物営業法第3条による許可を受けた者をいいます。
2. 「売主」とは、参加者のうち、古物を本オークションで出品・販売する者をいいます。
3. 「買主」とは、参加者のうち、本オークションにて古物を購入する者をいいます。
4. 「古物」とは、古物営業法第2条第1項で規定する古物をいいます。

2. （規約の変更）

当社は、本規約を任意に変更し、当社HPへの表示、その他当社が別に定める方法で通知することがあります。この場合、参加者は、料金その他の諸条件において、変更後の規約の適用を受けることに合意します。

3. （オークションの開催）

本オークションは、以下の日時・会場において開催します。本オークションの開催日時・場所等について変更がある場合には、当社HP等で告知をします。

【日時】 毎月隔週火曜日 9時～17時

【会場】 株式会社サンアール戸田支店 埼玉県戸田市美女木5-2-9

4. （出品手数料）

売主は、当社に対し、本オークションに出品するにあたり、出品手数料として、成約額に対し以下の金額を支払うものとします。なお、当社と売主との間で個別に手数料について合意した場合には、この限りではありません。

成約額が 1～100,000円の場合：成約額の20%（消費税込）

成約額が 100,001円以上の場合：成約額の10%（消費税込）

5. （本オークションへの参加方法）

参加者は、本オークション開催日前日までに当社所定の手続をとることで、本オークションに参加できます。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

1. 本オークションまでに、参加者の古物営業法第3条による許可が取り消された場合
2. 参加者は本規約その他の当社の定めに違反した場合
3. その他当社が参加を不相当と判断した場合

6. （売主の責務）

1. 売主としての参加者は、当社に対し、出品を希望する古物（以下「出品物」といいます。）がある旨の連絡をし、当社の指示に従い、当社指定の日時に出品物を搬入します。
2. 売主は、出品物の真贋および欠損等について当社指定の報告書へ記入し、同報告書を当社に提出します。
3. 売主は、当社が管理等を目的として、出品物に荷札等をつけることを承諾します。
4. 売主は、以下の古物を搬入および出品することはできません。以下、当該古物を総称して「出品禁止品」といいます。

1. 盗品等
2. 違法に入手した物
3. 模造物
4. ワシントン条約で取扱いが禁止されている物
5. 電気製品（スタンドランプ等、アンティーク・レトロ品に分類される物は除く）
6. 剥製・毛皮・象牙等の動物製品
7. その他当社が不相当と判断した物

5. 売主は、出品物に出品禁止品が含まれており、仕分けが必要になった場合、当社の請求に応じて作業コストを支払うものとします。

6. 売主は、落札されなかった古物（以下「流札品」といいます）および出品禁止品について、古物を出品したオークション終了後10営業日以内に会場から搬出します。ただし、古物を出品したオークション終了後4営業日以降は、当社の請求に従って保管料を支払うものとします。

7. 売主が前項の期限までに流札品または出品禁止品を搬出しない場合、当社は、売主が当該古物等の所有権を放棄したものとみなし、売主の費用負担において処分します。

7.（買主の責務）

買主は、本オークション終了後10営業日以内に落札物を引き取ります。ただし、古物を落札したオークション終了後4営業日以降は、当社の請求に従って保管料を支払うものとします。

8.（売買の方法）

原則として、競り上げの方法で行います。

9.（不正品取引の禁止と不正品発見時の通報）

不正品やその疑いがある物または法律で禁止された物を市場に持ち込むことを禁止し、不正品が見つかった場合は、速やかに警察に通報します。

10（当社の責務）

1. 当社は、会場内にある出品物および落札物に関し、参加者からの委託を受けて善良なる管理者の注意義務をもって適切に保管します。

2. 当社は、保管中の出品物および落札物（以下「保管物」といいます）が紛失・盗難に遭った場合、保管物の所有者と協議の上、当該保管物の最低落札価格を上限として補償することがあります。

11.（禁止事項）

1. 参加者は、以下の各号に該当する行為を行ってはなりません。

1. 当社または第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
2. 当社または第三者の財産、プライバシー、または肖像権を侵害する行為
3. 当社または第三者を差別し、侮辱し、またはその名誉・信用を毀損する行為
4. 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座または携帯電話等の違法な売買等の、犯罪行為に直接該当し、またはこれを助長する行為
5. わいせつ、児童ポルノ、または児童虐待に当たる画像や文書等を送信し、または掲載する行為

6. 賭博、ギャンブル等を行い、またはこれらに勧誘する行為

7. 違法行為を請け負い、仲介し、またはこれに誘引する行為

8. 第三者に著しく迷惑をかける行為および公序良俗に反する行為

9. 虚偽の情報により本オークションに参加する行為

10. 参加者たる地位を第三者と共有する行為

11. 参加者として取得した第三者の秘密を漏洩する行為

- 1 2. 本オークションの開催・進行を妨害する行為
 - 1 3. その他当社が参加者としてふさわしくないと判断する行為
2. 前項各号の他、当社は、必要に応じて当社HP上において禁止事項および注意事項等を別途定めることができ、参加者はこれを遵守するものとします。

1 2. (情報の管理)

1. 当社は、参加者から提出された情報についてこれを一定期間保管することがありますが、その保管義務を負うものではなく、当該情報を開示する義務も負いません。
2. 当社は、参加者から提出されたすべての情報について、提出時の目的を達成し、当社からのサービス提供に不要と判断したものは、本オークションの終了後、任意にこれを消去することができるものとします。
3. 当社は、情報の管理および消去等に関して参加者または第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

1 3. (損害賠償責任の制限)

当社は、参加者と当社との間で生じたトラブルについては、当社の重過失がある場合に限り、直接かつ現実に発生した損害のみ賠償する責任を負います。

1 4. (当社の免責)

当社は、以下の場合において、本規約に明記する場合を除き、一切の補償・保証を行わず、損害賠償その他の責任を負いません。

1. 本オークションが天候、災害、疫病等の事由により中止された場合
2. 参加者が申込書等に虚偽の内容の記載をしていた場合
3. 参加者が申込書等の記載内容の変更通知を怠った場合
4. 出品物・落札物が贋作だった場合
5. 落札物が会場搬出後に毀損、紛失した場合
6. 参加者同士でトラブルが生じた場合

1 5. (秘密情報の取扱い)

1. 参加者は、本オークションに参加する上で知った当社の業務上の秘密に関する情報（以下「秘密情報」という。）を、本オークション終了後においても、第三者に開示もしくは漏洩してはならず、または本オークション参加の目的以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しないものとします。

1. 当社から開示されたときにすでに公知であった情報
 2. 当社から開示される以前にすでに正当に保有していた情報
 3. 当社からの開示後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 4. 当社から、秘密保持義務を負うことなく、適法に入手した情報
 5. 当社から開示された情報を使用することなく、独自に入手した情報
2. 前項にかかわらず、参加者は、司法機関または行政機関から法令に基づき秘密情報の開示を求められた場合、当該司法機関または行政機関に対しては、合理的に必要な範囲で秘密情報を開示することができます。ただし、その場合、当社に対して直ちに当該司法機関または行政機関から開示を求められた旨を通知し、当社が求めるときには、その開示範囲を狭めるための努力を尽くし、また、開示される秘密情報が開示先で秘密として取り扱われるよう最善の努力を尽くすものとします。
3. 参加者は、前二項に定める秘密保持義務に違反した場合、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

1 6. (反社会的勢力の排除)

1. 参加者は、当社に対し、次の各号を確約する。

1. 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

2. 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと

3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと

4. 自らまたは第三者を利用して、本契約に関し次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2. 当社は、参加者が次のいずれかに該当したときは、参加者に対して何らの催告を要せずして、本オークションへの参加を禁止することができるものとします。

1. 前項第1号または第2号の確約に反する表明をしたことが判明した場合

2. 前項第3号の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合

3. 前項第4号の確約に反した行為をした場合

3. 前項の規定により参加を禁止された場合、禁止された者は、それにより生じる損害について、当社に対して一切の請求をできないものとします。

17.（解除）

当社は、参加者が次の各号に該当する場合、なんらの催告なく参加契約を解除できるものとします。

1. 本規約および関連契約等に基づいて発生した債務の全部または一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず当該期間内に履行しない場合

2. 参加者の古物営業法第3条に規定された許可が取り消された場合

3. 当社に提供した情報に変更があり、その変更の通知をすみやかに行わない場合、また変更後の内容が本規約に違反する場合

4. 経済状態に重大な変更が生じたとき

5. 重要な財産について、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これに準じる手続が開始されたときまたは開始されることが明白であるとき

6. 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに準じる倒産手続の開始の申立て等がなされたとき

7. 自ら振り出しまたは引き受けた手形または小切手が1回でも不渡りとなったとき

8. 支払停止状態もしくは支払不能に陥り、または支払い能力に重大な変更が生じたとき

9. 営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しその他これらに準じる処分を受けたとき

10. 解散の決議を行いまたは解散命令を受けたとき（吸収合併または新設合併に伴って解散する場合を除く）

11. 相手方の信用名誉または両者間の信頼関係を毀損する行為を行ったとき

12. 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき

13. その他本規約および関連契約等の円滑な履行を困難にする事由が生じたとき

18.（準拠法・管轄）

1. 本規約・関連契約等の準拠法は、日本法とします。

2. 本規約・関連契約等に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所

をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定：2024年3月1日